

ID: 1158

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	転出区分所有者居住安定計画の認定の取消し（第111条の規定の準用）		
法令名 根拠条項	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 第116条		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第111条の規定による。 (賃借人居住安定計画の認定の取消し)</p> <p>第111条 市町村長は、前条ただし書に規定する場合以外の場合において、認定賃貸人等が同条本文の規定による命令に違反したときは、賃借人居住安定計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>2 第106条第1項前段及び第2項の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日